# 市民参加実施予定シート

**予 定** 令和4年10月1日時点

担当課 (

建築住宅課

## 1 市民参加の手続 実施予定について

タイトル	余例の一部を以上9 る余例の制正に ノハ (	市が考える市民等への影響	メリット 地区計画の地区整備計画の内容を条例に定めることにより、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第9条に規定 する建築基準関係規定に位置付けられ、建築確認の審査対象となることから、より一層、地区計画の目的の実現に寄与する。 デメリット					
正式名称	流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例の制定について		特になし。 					
概要	流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、建築基準法第68条の2の規定に基づき、地区整備計画が定められている地区計画区域内において、建築物の敷地、構造及び用途等の制限を定める条例である。令和4年1月 28日付けで、平和台1丁目地区地区計画が都市計画決定されたことから、その内容を条例に追加するもの。							

### (1)市民参加の対象事項について

市民参加	の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)					
	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1)軽易なもの				
	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2)緊急に行わなければならないもの				
	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの				
	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由					
	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更						
	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	本条例改正は、地区計画の実効性を確保するために都市計画決定された地区計画の内容をそのまま条例化している。地区計画を条例に定めることにより、建築確認の審査対象となることから、早急な条例化が求められるため市民参加の手続きを実施しないもの。なお、地区計画を都市計画決定するに当たり、都市計画の案の縦覧や流山都市計画審議会等の各諸手続を経て都市計画決定されている。					

#### (2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)											
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由						
複											
数実											
施											

## (3)市民参加のスケジュール(予定)

令和	年度	令和 年度										令和 年度			
4~9月	10月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~9月	10月~3月

#### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由